（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千六年二月二日にロンドンで署名された所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約（以下「条約」という。）及び二千十三年十二月十七日にロンドンで署名された条約を改正する議定書（以下「議定書」という。）に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

議定書第十四条3の規定に関し、議定書第二条の規定によって改正される条約第七条の規定は、次の利得について適用する。

(a)　日本国については、二千十六年四月一日以後に開始する各課税年度の利得

(b)　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国については、次の利得

(i)　所得税及び譲渡収益税に関しては、二千十六年四月六日以後に開始する各賦課年度の利得

(ii)　法人税に関しては、二千十六年四月一日以後に開始する各会計年度の利得

本使は、前記の了解がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月二十二日にロンドンで

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在

日本国特命全権大使　林景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

外務英連邦閣外大臣

ヒューゴ・スワイア閣下

（英国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月二十二日にロンドンで

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在

日本国特命全権大使　林景一閣下

○外務省告示第二百八十三号

平成二十七年六月二日にウランバートルで、人道的援助及び災害救助並びに国際連合平和維持活動の分野における教育及び訓練のための協力に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十七年七月二十八日に効力を生じた。

平成二十七年八月七日

外務大臣　岸田　文雄

人道的援助及び災害救助並びに国際連合平和維持活動の分野における教育及び訓練のための協力に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定

日本国政府及びモンゴル国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

国際社会が、人道的援助及び災害救助並びに国際連合平和維持活動の分野における教育及び訓練のための両締約国政府間の協力が、前記の必要性を満たすことに貢献し、並びに安全保障、安定及び繁栄を達成するための国際社会の努力に寄与することを認識し、

当該協力が、平和支援活動訓練センターに所在するモンゴル国その他の国の要員との意見の交換等の活動を通じて、前記の分野における日本国政府の能力を向上させるものでもあることを認識し、

当該協力の推進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　両締約国政府は、次の目的のため、人道的援助及び災害救助並びに国際連合平和維持活動の分野における教育及び訓練に関する協力（以下「協力」という。）を促進するよう努力する。

(a)　人道的援助及び災害救助並びに国際連合平和維持活動の分野における両締約国政府の防衛当局の能力を向上させること。

(b)　安全保障、安定及び繁栄を達成するための国際社会による努力を国際連合憲章に適合した方法で促進すること。

2　協力は、それぞれの国において効力を有する法令及びそれぞれの国の予算に従うことを条件として、この協定に定める条件に従い、次の形態において行うことができる。

(a)　人道的援助及び災害救助並びに国際連合平和維持活動に関する日本人専門家（第四条2を除き、以下「専門家」という。）をモンゴル国に派遣し、モンゴル国政府の指定された防衛当局の要員に教育及び訓練を提供すること。

(b)　協力の事前調査又は事後措置を行うため、日本国の調査団（第四条2を除き、以下「調査団」という。）をモンゴル国に派遣すること。

第二条

1　協力は、両締約国政府の指定された防衛当局により実施される。

2　この協定の下で実施される協力についての個別の計画に関する取決めは、両締約国政府の指定された防衛当局間で作成される。日本国政府の指定された防衛当局は防衛省であり、モンゴル国政府の指定された防衛当局は国防省である。

第三条

モンゴル国政府は、協力の結果としてモンゴル国政府の指定された防衛当局の要員が取得した技術及び知識が第一条1(b)に規定する目的のために使用されることを確保する。

第四条

1　モンゴル国政府は、次の措置をとる。

(1)

(a)　専門家及び調査団の構成員に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　専門家及び調査団の構成員に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得の要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(2)

(a)　専門家及び調査団の任務の遂行に必要な適当な訓練場、事務所その他の施設を自己の負担で提供し、並びにそれらの運営費及び維持費を可能な範囲で負担すること。

(b)　専門家及び調査団の任務の遂行に必要な水及び電気を自己の負担で提供すること。

(c)　専門家及び調査団の任務の遂行のため、第六条1に規定する設備、機械及び資材の適切な保管を自己の負担で行うこと。

(d)　専門家及び調査団の構成員に対し、医療上の便宜を提供すること。

(3)

(a)　専門家及び調査団の構成員に対し、その任期中、モンゴル国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するため、専門家及び調査団の構成員に対し、モンゴル国外務省が発給する身分証明書を提供すること。

(c)　専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　モンゴル国政府は、人道的援助及び災害救助並びに国際連合平和維持活動に関する日本人専門家並びに国際連合平和維持活動に関する日本人専門家並びに日本国の調査団の構成員に対し、モンゴル国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家及び調査団の構成員に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

3　この協定のいかなる規定も、一般国際法に基づいて軍の要員に対して与えられる特権及び免除を少しも害し、又は減ずるものではない。

第五条

モンゴル国政府は、専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に起因し、その任務の遂行中に発生し、又はその任務の遂行に関連する当該専門家及び調査団の構成員に対する請求について責任を負う。ただし、そのような請求が当該専門家又は調査団の構成員の重大な過失又は故意により生じたことについて両締約国政府が合意する場合は、この限りでない。